

消防の動き



2014
12
No.524

● 消防力の整備指針及び消防水利の基準の一部改正について



消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



消防力の整備指針及び 消防水利の基準の一部 改正について

4

平成 26 年 12 月号 No.524

巻頭言 就任にあたって（消防庁次長 高尾 和彦）

Report

11月5日「津波防災の日」における消防庁図上訓練の実施概要 7

Topics

平成26年秋の消防関係叙勲並びに褒章伝達式 9

平成26年度消防設備関係功労者等表彰式の開催 10

平成26年度消防防災科学技術賞の表彰 11

第62回全国消防技術者会議の開催報告 13

「第24回全国消防操法大会」について 14

第20回全国女性消防団員活性化ちば大会の開催 16

「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」の開催について ... 17

緊急消防援助隊情報

平成26年度地域ブロック合同訓練の実施結果について 18

先進事例紹介

広報指導分団、機能別分団の誕生（香川県 高松市消防局） 22

広域化による連携強化で「きめ細やかな」消防行政をめざして（北海道 大雪消防組合消防本部） 24

消防通信～望楼

姫路市姫路東消防署（兵庫県）／奈良県広域消防組合高田消防署（奈良県）／ 26

相模原市消防局（神奈川県）／田川地区消防本部（福岡県）

消防大学校だより

平成27年度 消防大学校教育訓練計画について 27

報道発表等

最近の主な報道発表について（平成26年10月27日～平成26年11月25日） 29

通知等

最近の通知（平成26年10月27日～平成26年11月25日） 30

広報テーマ（12月分・1月分） 30

お知らせ

消防自動車や救急自動車の緊急通行に対するご理解とご協力をお願いします 31

セルフスタンドにおける安全な給油について 32

雪害に対する備え 33

地震発生時の出火防止 34

石油ストーブなどの安全な取扱いについて 35



■ 表紙
本号掲載記事より

就任にあたって



消防庁次長 高尾 和彦

このたび消防庁次長に就任した高尾和彦です。消防庁勤務は消防・救急課長、消防大学校長について3度目になります。身に余る重責ですが全力で職務に専心してまいり所存ですのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

発令が御嶽山の噴火の直後となり、就任早々、政府の非常災害対策本部の構成員として対応にあたることになりました。振り返ると、我が国ではこの1年あまりの間に、伊豆大島の土石流、2月の豪雪、広島市の土砂崩れ、相次ぐ台風の襲来、御嶽山噴火、そして長野県北部の地震と大規模な災害が次々に発生し、甚大な被害をもたらしました。忘れた頃どころか忘れる間もなくやってくる災害を目の当たりにして、改めて自然の猛威と人間の非力を感じさせられました。そして一国民として、今や日本では誰もが災害の被害者となりその犠牲となりうる、自らや家族の命を守るため日頃から想像力をたくましくしていざというときの行動につなげなければならない、と痛感しました。私自身も生まれて半年の時に伊勢湾台風に襲われ高潮や強風による危機を体験しました。親から当時のことをよく聞かされましたが、それまでの命だったとしても不思議ではありません。このたびの一連の災害で被害に遭われた方々の無念は察するに余りあります。心からご冥福とお見舞いを申し上げます。

このような状況に至り、消防防災関係者も改めて「常在戦場」ならぬ「常在『災』場」の心構えが求められています。管内の地理・気象、施設・建築物、住民や人口の動態などを再度確認し、起こり得る災害や事故を想定して、組織としての実践訓練はもちろん個人の日頃からのイメージトレーニングが重要になると考えます。私は、全国各地で勤務する中、数多くの災害を経験してきましたが、今回の広島市の災害に接して平成10年9月24日の高知豪雨を思い起こしました。夜間に時間雨量で129ミリ、午後9時から翌午前1時までの4時間で362ミリの雨が降り、河川の氾濫で高知市が文字通り水没してしまったのです。夜間の短時間に途方もない雨が降った点は広島とよく似ています。市役所は市民に避難勧告や指示を出せずじまいでした。県庁も災害対策本部を設置するのが遅れ、職員の参集もままなりませんでした。翌朝、ヘリコプターから送られてきた映像は衝撃的でした。市街は、一面、茶色の泥水におおわれ、その中に浮かんだ屋根や車上で大勢の人が救助を待っていました。「水が引いたら遺体が累々と横たわっているのではないか・・・」その時の暗澹たる気持ちは今も忘れられません。高知市の死者は6名でしたがマンホールの蓋ははずれ、わからずに転落して亡くなられた方がいたのはショックでした。その後の検証では「想定外」という言葉がたびたび出てきたのですが、裏を返せば「想定力」が足りなかったということです。人間は、自分は大丈夫だろう、まさかそんなことは起きないだろう、という楽観思考、逃避心理に傾きがちですが、こと災害や事故に関してはそれを断ち切らねばなりません。このことは災害の経験と教訓を後世に伝えていくうえでの根幹だと思います。

一連の災害や日々の火災・救急事案などに対する緊急消防援助隊や各消防本部・消防団の懸命の活動には本当に頭が下がります。消防に対する国民の皆様の期待と信頼をさらに確固たるものとすべく努力してまいりますので、皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

消防力の整備指針及び消防水利の基準の一部改正について

消防・救急課

1 改正の趣旨

市町村は、これまで、消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づいて人員・施設・消防水利の整備に努めており、市町村の消防力の充実強化に大きな役割を果たしてきたところです。

さらに、各種災害に的確に対応できるよう警防戦術及び資機材の高度化等の警防体制の充実強化を図るとともに、建築物の大規模化・複雑化等に伴う予防業務の高度化・専門化に対応するための予防体制の充実強化、高齢社会の進展等に伴う救急出動の増加、救急業務の高度化に対応するための救急体制の充実強化、複雑・多様化する災害における人命救助を的確に実施するための救助体制の充実強化、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施体制の充実強化等を、職員の安全管理を徹底しつつ推進していく必要があります。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害を受け、消防においても職員、車両、庁舎、消防水利等が被災するなど消防活動に多大な影響が生じたことから、地震や風水害等の大規模な自然災害等への備えを強化するため、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な消防体制の充実を図ることが求められています。

こうした事情を踏まえて、多様化する災害から住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするための消防力の充実強化を着実に図っていく必要性から、消防庁では、平成26年10月31日に「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」を改正したものです。

2 改正の概要

改正の概要については、以下のとおりです。

《消防力の整備指針》

(1) 化学消防車 [第8条]

火災及び流出事故件数が施設ごとに差異があり、全体として増加傾向にある状況を踏まえ、化学消防

車の配置基準は、第4類危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所の施設ごとの施設数に、当該施設ごとに定めた補正係数を乗じて得た数の合計数に応じた台数としました。

(2) 大型化学消防車等 [第9条]

市町村が大型化学高所放水車を配置した場合、大型化学消防車、大型高所放水車を各1台配置したものとみなすこととしました。

(3) 救急自動車 [第13条]

救急自動車の現状の整備数や救急出動件数の将来推計等を踏まえて、救急自動車の配置基準について、人口に基づく配置基準を見直し、人口10万以下の市町村にあつてはおおむね人口2万ごとに1台、人口10万を超える市町村にあつては5台に人口10万を超える人口についておおむね人口5万ごとに1台を加算した台数を基準とすることとし、勘案要素として「高齢化の状況」を明記しました。

(4) 非常用消防用自動車等 [第17条]

大規模災害発生時に、消防本部の総力をもって災害対応するためには、非常召集した職員が使用する消防車両を整備しておくことが求められるところであり、非常用消防用自動車等の新たな配置基準を設けることとしました。

非常用消防ポンプ自動車については、管轄人口30万以下の消防本部については稼働中の消防ポンプ自動車8台に1台、管轄人口30万を超える消防本部については稼働中の消防ポンプ自動車4台に1台を基準として、地域の実情に応じて配置することとしました。

また、非常用救急自動車については、管轄人口30万以下の消防本部については稼働中の救急自動車6台に1台、管轄人口30万人を超える消防本部については稼働中の救急自動車4台に1台を基準として、地域の実情に応じて配置することとしました。

(5) 消防本部及び署所の耐震化等〔第23条〕

東日本大震災においては、地震による揺れや津波による浸水で消防庁舎に大きな被害が発生し、その機能の維持が困難となった消防本部や署所については、被害の少なかった署所や公共施設へ機能移転して対応した例がありました。

このことから、消防本部及び署所は地震災害及び風水害時等において、災害応急対策拠点としての機能を発揮するため、十分な耐震性に加えて、浸水に耐え得るよう整備する旨を明記しました。

また、大規模な地震及び風水害の発生により消防庁舎の災害応急対策拠点としての機能の維持が困難となった場合に備え、他の署所、公共施設等を活用して当該機能を確保する計画をあらかじめ策定しておくことを明記しました。

(6) 救急隊の隊員〔第28条〕

救急隊の隊員の配置基準について、近年の救急需要の増大に伴い、地域によっては救急隊1隊あたりの出動件数が増加するなど、救急隊員を取り巻く環境は厳しくなっていることを踏まえ、救急業務の対象となる事案が特に多い地域においては、地域の実情に応じて救急自動車に搭乗する救急隊の隊員の代替要員を確保することとしました。

(7) 通信員〔第31条〕

通信施設の機能等の向上により、管轄人口規模が大きい消防本部ほど、基準数よりも少ない人員で運用可能となっていることから、通信員の配置数について、管轄人口30万を超える部分については、これまでのおおむね人口10万ごとに5人から、おおむね人口10万ごとに3人とするとともに、通信指令体制及び緊急通報の受信件数等を勘案して総数を増減させることができることとしました。

また、同時に指令管制業務に従事する職員の数には2人以上を原則とした上で、緊急の場合その他やむを得ない場合に限り、当該通信員を一時的に減ずることができることとしました。

(8) 消防本部及び署所の予防要員〔第32条〕

防火対象物や一戸建ての住宅の数に応じて予防要員数を算定するに当たって、特に人命危険の高い対象物に対する違反是正を徹底する必要がある、さらには、違反対象物に係る公表制度や防火対象物に

係る表示制度の導入等を受け、特定防火対象物を中心に、立入検査や違反処理に係る執行体制の充実強化を図る必要があります。このため、消防本部及び署所における予防要員の数について、算定基準に用いる防火対象物ごとの係数を見直すとともに特定防火対象物に係る係数を割増しすることで、予防要員を増員することとしました。

(9) 兼務の基準〔第33条〕

予防業務は、その重要性、高度な専門性に鑑み専従職員を充てるのが適当と考えられる一方で、業務の執行に必要な知識等を有すると認められる警防要員が、予防要員を兼務することも有効な人材活用方策と考えられます。このことから、予防要員については、特定防火対象物以外の防火対象物数を基に算定した要員の数の2分の1と一戸建ての住宅の数を基に算定した要員の数の合算数を超えない範囲で、予防業務の執行に支障のない範囲に限り、必要な数の警防要員をもって充てることとしました。ただし、警防要員をもって充てることとした場合であっても、専従の予防要員数は少なくとも2名は確保しなければならないとしています。

また、一戸建て住宅若しくは共同住宅への防火指導又は共同住宅への立入検査に警防要員を充てる場合については、それぞれの事務に関し予防技術資格者等業務の執行に必要な知識及び技術を有する者をもって充てなければならないこととしました。

(10) 消防本部及び署所の消防職員の総数〔第34条〕

消防本部及び署所における消防職員の総数を算定するに当たっては、消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊の隊員の数について、一の消防隊が複数の消防自動車に搭乗する場合の運用について、消防本部及び消防自動車等の保有状況等を勘案して消防庁長官が定めるところにより市町村があらかじめ定めている場合は、当該複数のものそれぞれを常時運用する際に必要となる消防隊の隊員数のうち最大のものとしました。

また、消防本部及び署所の「庶務の処理等に必要となる人員の数」を、「総務事務等の執行のために必要な消防職員の数」と改め、その中に消防の相互応援に関する業務が含まれることを明記しました。



(11) 消防団の設置 [第35条]

「消防団を中核とした地域防災力の充実に関する法律（平成25年法律第110号）」が施行されたことを踏まえ、消防団は、大規模災害時はもとより、地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在であることを明記しました。

また、特段の事情がある場合は、一市町村に二団以上置くことができることを明確にしました。

(12) 消防団の業務及び人員の総数 [第36条]

消防団の業務として、災害時における避難誘導、自主防災組織を含む地域住民への指導について明記するとともに、人員の総数は業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じ必要な数としました。

《消防水利の基準》

(1) 目的 [第1条]

「市町村の消防に必要な最少限度の水利について定めるもの」という表現を改め、「市町村の消防に必要な水利について定めるもの」としました。

(2) 消防水利の配置 [第4条]

大規模な地震が発生した場合の火災を想定して、耐震性を有する消防水利を地域の実情に応じて計画的に配置することを明記しました。

3 施行日等

平成26年10月31日（公布の日）から施行しています。なお、今回の改正により、各市町村においては、保有する消防力を改めて総点検し、改正後の「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づいて計画的に整備することが要請されるものです。

問合わせ先

消防庁 消防・救急課 西羅、中嶋
TEL: 03-5253-7522

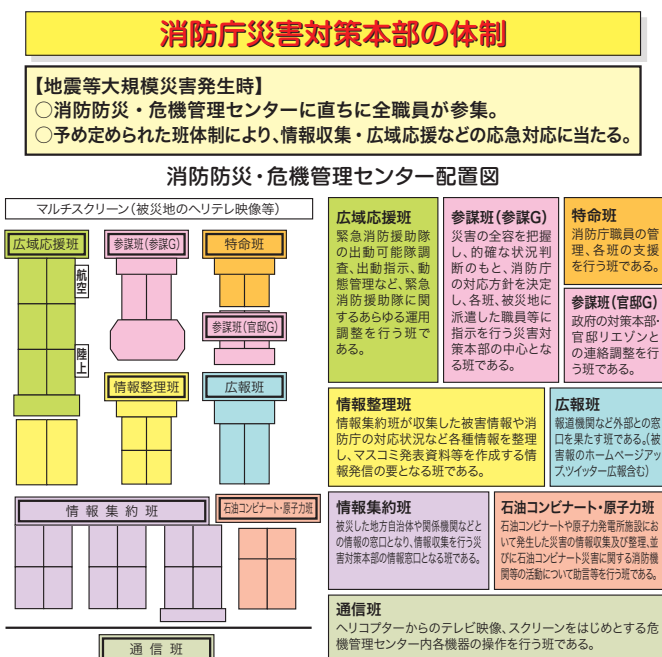
11月5日「津波防災の日」における消防庁図上訓練の実施概要

応急対策室

去る11月5日、「津波防災の日」に合わせ、南海トラフ地震及び津波を想定した消防庁図上訓練を実施しました。

消防庁では、大規模地震等発生時には、消防庁長官を本部長とする消防庁災害対策本部を設置し、消防庁全職員により通常時とは異なる班体制（Fシフト（Full Shift）体制（[図1]参照）で本部運営を行います。大規模災害発生時には、消防庁ではNTT回線が途絶した場合でも、消防防災無線を含むあらゆる通信手段を用いて被災都道府県・市町村や消防本部から情報を収集するとともに、直ちに官邸へ人員を派遣し他省庁とも連携しながら災害状況の把握に努め、政府全体として災害対応に当たります。さらに、消防庁ヘリ等の映像情報のほか、被災地へ職員を派遣して直接災害概要・被害状況等の実態把握を行います。こうして得た各種情報をもとに、緊急消防援助隊出動要請・指示及びオペレーションをはじめとする災害応急対策を進めています。（[図2]参照）

【図1】



こうした消防庁の取組みを、より実践的に訓練するため、今回は、同日に静岡県で開催された緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練（以下「緊援隊合同訓練」という。）と一部連動させ、訓練会場へのヘリコプターによる職員派遣訓練等を実施し、また、発災から一定時間が経過し、災害情報が断片的に入りだした時点からの訓練としました。以下、概要を紹介します。

【図2】



1 目的

「消防庁応急体制マニュアル」に定めるFシフト各班の活動要領や本部運営要領の再徹底を図るとともに、消防庁職員の判断・対応能力の向上を図ることを目的とする。さらに、訓練を通じて明らかになるFシフト体制の課題を改善することで、実災害における消防庁災害対策本部機能の一層の充実強化を目指す。

2 訓練想定等

①想定する地震・津波

南海トラフ地震（中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策について」基本ケースに準ずる）

- ・震源/規模 遠州灘沖/マグニチュード9.1、最大震度7
- ・津波 神奈川県から鹿児島県にかけての太平洋岸に5～20m超の津波が到達

②発災時刻 11月5日 7時00分

③訓練時間 13時00分～16時00分

（発災から6時間経過後からの3時間）

3 対象者

消防庁長官以下、本庁全職員

4 実施場所

消防防災・危機管理センター

5 訓練方法

プレイヤーとコントローラーに分かれて行うシナリオブラインド型ロールプレイング方式で実施。プレイヤーの消防庁職員に対し都道府県、消防本部、官邸、報道機関などの関係者役のコントローラーが、被害の状況や官邸、報道機関等からの要求といった実災害に即した状況を付与し、プレイヤーがその内容について判断・決定、対策・措置等を行う。

6 訓練内容・テーマ

南海トラフ地震のように広範囲かつ甚大な津波被害が発生した場合、発災から数時間程度は、特に被害が甚大な地域からの情報はほとんど入ってこないか、入ってきたとしても断片的なものであることが想定される。そこで今回は、被害の大きい地域についても、状況が次第に明らかになると考えられる発災から6時間経過後を訓練の開始時点とした。また、シナリオの一部を緊援隊合同訓練と連動させて実施し、動態情報システムの活用や現地からの映像伝送を行うとともに、訓練会場（被災地と想定）に派遣した消防庁職員と衛星携帯電話による情報連絡を実施した。

以下は、今回の訓練において重要事項として掲げた4点である。

- (1) 次第に明らかとなる被害情報の収集及び整理
 - ・発災後6時間が経過し、被害の大きい地域の具体的な状況が徐々に明らかとなる中での情報収集
 - ・広範囲に及ぶ被災地からの情報収集
 - ・収集できた断片的な情報の被害報への反映
 - ・消防庁現地派遣職員からの効果的な情報収集
 - ・市町村及び消防本部との通信状況の確認及び整理
- (2) 次第に状況が明らかとなる中での緊急消防援助隊の運用
 - ・発災後6時間が経過し、徐々に被害状況が明らかとなる中での、具体的な進出先の決定・変更等の運用
 - ・受援県からの増隊要請等に対する対応
 - ・自県内対応のため発災当初出動できなかった都道府県大隊に対する追加的な出動要請
 - ・移動中の応援部隊からの進出先やルート等の確認に対する対応
- (3) NTT回線不通の状況下での連絡方法の習熟
 - ・都道府県や消防本部との消防防災無線や地域衛星回線を用いた連絡方法の習熟
 - ・現地派遣職員との衛星携帯電話を用いた連絡方法の習熟

(4) 参謀班の役割分担と指揮命令系統の確立・強化

- ・参謀班の役割分担と参謀班を核とした情報ルートの確立・強化

7 実施結果

今年度は、今回を含め地震対応図上訓練を3回実施しており、職員の習熟度も向上していることから、各班における業務、各班間の情報の伝達についても、南海トラフ地震という広範囲な災害を想定した訓練ではあったが、適切に対応することができた。しかしながら、一方で、広範囲に及ぶ被災地から、断片的かつ不確実な情報が次々と寄せられることから、被害状況等を取りまとめる被害報の作成にあたり、想定以上に時間を要するなどの課題も明らかになった。

また、津波による甚大な被害が広範囲において発生した場合、発災当初は、死者数等の詳細な把握は現実的に不可能であり、被害の程度を把握するにあたっては、現地の役場や消防本部の行政機関がどの程度機能しているかを確認しておくことが極めて重要だということが、改めて明らかとなった。

今回の訓練を通じて、職員一人一人が大規模かつ広域的な災害が発生した際の対応をイメージすることができたが、今後は、より詳細に訓練の反省点を整理・検証した上で、職員のさらなる能力・意識向上に努め、大規模災害発生時の対応に万全を期して参りたい。



訓練時の消防防災・危機管理センターの状況
(広域応援班による緊急消防援助隊のオペレーションの状況)

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 応急対策室 小笠原
TEL: 03-5253-7527

平成26年秋の消防関係叙勲並びに褒章伝達式

総務課

平成26年秋の叙勲伝達式（11月7日（金）、ニッショーホール）、第23回危険業務従事者叙勲伝達式（11月11日（火）、日比谷公会堂）、平成26年秋の褒章伝達式（11月14日（金）、スクワール麹町）が、それぞれ盛大に挙行されました。

叙勲を受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等から防ぎよするとともに、消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展及び、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者の方々です。また、褒章を受章された方々は、永年にわたり消防防災活動及び消防関係業界の業務に精励し、消防の発展に大きく寄与された方々、並びに自己の危険を顧みず人命救助に尽力した方です。それぞれの受章者数は、秋の叙勲609名、第23回危険業務従事者叙勲623名及び秋の褒章92名です。

なお、消防関係者の叙勲・褒章の受章者数は次のとおりです。

平成26年秋の叙勲

瑞宝小綬章	37名
旭日双光章	2名
瑞宝双光章	63名
瑞宝単光章	507名

第23回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章	332名
瑞宝単光章	291名

平成26年秋の褒章

紅綬褒章	1名
黄綬褒章	7名
藍綬褒章	84名



秋の叙勲伝達式において式辞を述べる高市総務大臣



秋の叙勲伝達式において代表受領される前田衛氏



危険業務従事者叙勲伝達式において代表受領される中村治氏



秋の褒章伝達式において代表受領される池原巖氏

問合わせ先

消防庁総務課 高橋
TEL: 03-5253-7521

平成26年度消防設備関係功労者等表彰式の開催

予防課

平成26年11月4日（火）に、東京都港区元赤坂の明治記念館において、「平成26年度消防設備関係功労者等表彰式」が挙行されました。

式典では、坂本森男消防庁長官から表彰状が授与され、閉式後に記念写真の撮影が行われました。

各表彰の概要は以下のとおりです。



消防設備保守関係功労者表彰

消防設備保守関係功労者表彰は、消防用設備等の設置及び維持管理の適正化等を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 25名】



消防機器開発普及功労者表彰

消防機器開発普及功労者表彰は、消防機器等の開発普及を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 25名】



優良消防用設備等表彰

優良消防用設備等表彰は、平成25年度末までに設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等のうち、消防防災技術の高度化に資するもので、他の模範となる設備を表彰するものです。

【表彰対象 1件】



問い合わせ先

消防庁予防課 河上
TEL: 03-5253-7523

平成26年度消防防災科学技術賞の表彰

消防研究センター

去る平成26年11月20日（木）にニッショーホールにおいて、平成26年度消防防災科学技術賞の表彰式が挙行されました（写真）。

本表彰制度は、消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、平成9年度から実施しており、今年度で18回目となります。また、平成21年度から消防防災機器等の開発・改良及び消防防災科学に関する論文に加えて、原因調査事例報告についても表彰の対象としています。

本年度は、全国の消防機関、大学、消防機器メーカー等から総計72編の応募があり、今回も消防職団員や一般の方々から、創意工夫された作品や未開拓の分野の実

験や考察が重ねられた論文、そして、緻密な原因調査の結果が数多く寄せられました。選考委員会（委員長：亀井浅道 元横浜国立大学特任教授）による厳正な審査の結果、27編の受賞作品（優秀賞：24編、奨励賞：3編（別表））が決定されました。

表彰式では、坂本森男 消防庁長官によって式辞が述べられた後、受賞者に対して長官より表彰状が手渡されました。さらに、選考委員会委員長による講評、次いで記念写真撮影が行われました。

なお、作品の詳細は、消防研究センターホームページ（<http://nrifd.fdma.go.jp/>）及び消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載されています。



写真 受賞者一同の記念撮影

別表平成26年度受賞作品一覧

優秀賞（24編）

<p>○消防職員・消防団員等による消防防災機器等の開発・改良</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機能型乳幼児救助用担架兼用縛帯の開発 二村勝彦（松本広域消防局） ・「改良型フェイスマスク」について 佐藤香美、濱本佳幸、山城和久、中本満繁（呉市消防局） ・地図検索システムの開発 勝原 盛、杉本 強（留萌消防組合消防本部） ・防火帽用防爆型LEDライトの開発 大場淳一、松本宏芳、京屋範子（横浜市消防局）、寺嶋 徹（株式会社住田光学ガラス） ・ヘド口の巻き上げを防止する台座の開発 水門浩一（神戸市消防局） 	<ul style="list-style-type: none"> ・リンに起因するトラッキング火災 北東昭人、小椋幸浩、樋口仁司、小寺弘之、杉山昌彦、松宮隆、多田和容、木村章成（枚方寝屋川消防組合消防本部） ・亜酸化銅増殖発熱現象による火災を生じさせた製品欠陥(不良)の追究 池田雅孝、武田光広（神戸市消防局） ・ガスフライヤーの油漏れによる出火と機器改修事例 伊藤克成、北村正太（京都市消防局）
<p>○消防職員・消防団員等による消防防災科学論文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剥離可能な遮光塗料での太陽光発電システムの遮光手法の研究 松本龍一、高倉誠二、平井 武（北九州市消防局） ・救急車の視認性を高めるための反射材の使用についての考察 吉沢彰洋（北アルプス広域消防本部） ・道路狭あい地域における消防戦術について ～逆引きによる消火栓への水利部署に関する検証～ 眞野恭輔、山口 明、東 尚志、神村善正、辻倉章人（京都市消防局） ・予防業務における人材育成の変革：新任建築検査員が的確に検査を実施するためのチェックリストを核とした教育ツールの構築 奥田里衣子、井上伸幸、大和田菜央（京都市消防局） ・圏外におけるスマートフォンを使ったGPS位置情報の消防活動での有効活用についての研究 中塚文博、水野 仁（姫路市消防局） 	<p>○一般による消防防災機器等の開発・改良</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NFシステム（閉鎖型水噴霧設備）の開発 藤野健治（株式会社三菱地所設計）、柳田 充（齋久工業株式会社）、保戸塚昭夫、千葉亮太郎（千住スプリンクラー株式会社）、吉葉裕毅雄、有田靖道（能美防災株式会社） ・ペットボトルを利用した訓練用人形の開発 齊藤智夫、永山政広（特定非営利活動法人 ライフ・コンセプト100） ・耐外力向上スプリンクラーヘッドの開発 菊池哲郎、竹内 孝、狩原幸典、菊池正勝（千住スプリンクラー株式会社）、秋本和幸、中村雅之、亀石博隆、村上匡史（能美防災株式会社） ・静電気障災害を防止する「防爆構造の接地確認装置」の開発 野村信雄、山田文男、鈴木輝夫、橋元文秋、廣田友樹（春日電機株式会社）
<p>○消防職員による原因調査事例報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガステーブル内部でのトラッキング現象 浦 宏、砂場浩司、上村拓矢、柳 雅昭（北九州市消防局） ・小型模擬火災室を使用した出火原因等の究明事例について 永松拓也、古畑慎平（大阪市消防局） ・製品の火災事例による安全装置の考察 塩谷 誠、渡部 聡、竹内尚史（埼玉西部消防局） ・リコールにつながった食器洗い乾燥機の調査報告 中島資朗（太田市消防本部） ・車両の前照灯（ハコゲンバルブ）の取り付け不良による出火事例 真鍋達也（名古屋市消防局） ・耐熱ガラスも溶かす電子レンジの調査報告 村田雄二、松下哲也（名古屋市消防局） ・焼肉用カセットガスこんろの安全性について 堀田晃史、平松吉隆、山田茂、原 孝一、武藤順保（名古屋市消防局） 	<h3>奨励賞（3編）</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・消防用ホース固定金具の開発 鈴木雅也、小川知也、彦坂正人（豊橋市消防本部）、松下直弘（豊橋市消防団） ・片手操作できる聴診器アタッチメントの考案 前田健人、文岡直樹（湖南広域消防局） ・可燃性固体の燻焼試験法に関する研究 桑名一徳、内田洋輔、飯塚洋行（山形大学）、櫛田玄一郎（愛知工業大学）
<p>問合わせ先 消防庁消防研究センター 研究企画室 TEL: 0422-44-8331（代表）</p>	

第62回全国消防技術者会議の開催報告

消防研究センター

11月20日（木）及び21日（金）の2日間にわたり、第62回全国消防技術者会議が、東京都港区虎ノ門のニッショーホールで開催されました。この会議は、消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表し、消防職員や消防団員をはじめとする消防関係者間での意見交換を行う場として、昭和28年より毎年開催されているものです。

今回は初めての試みとして、近年、実施体制等が課題となっている火災原因調査を特集する形で、1日目に「消防防災研究講演会」を、2日目に「全国調査技術会議」を開催する構成といたしました。また、併せて「平成26年度消防防災科学技術賞」の表彰式及び作品の展示発表を行いました。今回は消防関係者以外の方からも広く聴講者を募り、2日間で全国から延べ1,200人を超える方々の参加をいただきました。

【1日目：消防防災研究講演会】

会議1日目は、「火災原因調査の取り組みと調査技術の高度化」をテーマとし、消防研究センターにおける研究成果等を発表する「第18回消防防災研究講演会」を開催致しました。

基調講演として、「火災・爆発災害の燃焼現象としての理解—発生過程と被害拡大過程—」と題して、東京大学大学院工学系研究科の土橋律教授にご講演いただきました(写真1)。火災や爆発災害が発生した場合において、その原因を究明することは極めて重要ですが、複雑多様化している災害の発生メカニズム、被害拡大過程等の解明には、高度な科学的な知見が必要です。今回の基調講演では、その災害を燃焼現象として捉え、発生過程と被害拡大過程について大変判り易くご講演いただき、消防関係者にとって大変有用な講演となりました。

その後、消防研究センターが実施してきた最近の火災調査事例である「福知山花火大会におけるガソリン携行缶に関する火災調査」、「姫路市の化学工場爆発事故調査」や、調査結果の消防施策及び消防活動への反映事例を報告するとともに、今後の火災原因調査手法の多様化と火災原因調査技術の高度化に向けた取り組みについて発表しました。

総合討論では、火災原因調査のあり方や火災再現シミュレーションの活用などについて発表者と参加者による活発な意見交換がなされました。

【2日目：全国調査技術会議】

会議2日目は、全国の消防本部において実施された火災・危険物流出等の事故に関する原因調査事例を発表する「全国調査技術会議」を開催致しました。

発表作品は、「平成26年度消防防災科学技術賞（原因調査事例報告）」の受賞作品10件と全国各地で開催された調査技術会議で発表された原因調査事例報告等から13件の計23件で、「電気設備・器具」、「建物火災」、「危険物施設火災／漏洩・産業施設火災」、「車両火災」、「ガス石油設備・器具」の5つのカテゴリーに分かれて発表が行われました(写真2)。

多くの報告において、原因を解明するための再現実験を実施するなど科学的手法を取り入れた客観的な原因調査が行われており、説得力のある実証的な調査結果が発表されていました。

全国消防技術者会議の次回開催に関しましては、決定次第、消防研究センターホームページ (<http://nrifd.fdma.go.jp/>) 等によりご案内させていただく予定です。



写真1 土橋教授による基調講演



写真2 調査事例発表の様子

問い合わせ先

消防庁消防研究センター 研究企画室
TEL: 0422-44-8331 (代表)

「第24回全国消防操法大会」について

地域防災室

全国消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るとともに、消防活動の充実発展に寄与することを目的とし、日頃の訓練により培った消防操法技術を競い合う第24回全国消防操法大会が、11月8日（土）に東京臨海広域防災公園で開催され、約7,000人が参加しました。



開会式

本大会の開会式では、主催者挨拶として、あかま総務大臣政務官、秋本日本消防協会会長から御挨拶があり、その後、来賓祝辞として、加藤内閣官房副長官、大江全国消防長会会長から御挨拶をいただきました。



あかま総務大臣政務官

本大会には、各都道府県の代表として、ポンプ車の部24隊、小型ポンプの部24隊が出場し、（開催地である、東京都については2隊出場）厳正な審査の結果、ポンプ車の部においては、壱岐市消防団（長崎県）、小型ポンプの部においては、岡山市消防団（岡山県）が優勝となりました。



競技風景



競技風景

競技終了後、宮城県黒川郡大和町消防団女性消防団員により、防災指導及び軽可搬ポンプを活用しての消火活動の展示が行われました。

閉会式では、ポンプ車の部及び小型ポンプの部の優勝消防団に対して、河合副審査長及び秋本日本消防協会会長から優勝旗及び賞状が授与され、引き続き準優勝、優良賞及び個人賞については、秋本日本消防協会会長より盾及び賞状が授与されました。



表彰式

第24回全国消防操法大会結果

ポンプ車の部		
	都道府県	消防団名
優勝	長崎県	壱岐市消防団
準優勝	神奈川県	座間市消防団
準優勝	鳥取県	江府町消防団
準優勝	長野県	富士見町消防団
優良賞	高知県	仁淀川町消防団
優良賞	静岡県	御殿場市消防団
優良賞	富山県	砺波市消防団
優良賞	香川県	さぬき市消防団
優良賞	福岡県	小郡市消防団
優良賞	熊本県	芦北町消防団

小型ポンプ車の部		
	都道府県	消防団名
優勝	岡山県	岡山市消防団
準優勝	兵庫県	福崎町消防団
準優勝	島根県	奥出雲町消防団
準優勝	広島県	福山市消防団
優良賞	愛知県	豊田市消防団
優良賞	岐阜県	梅津市消防団
優良賞	山梨県	南アルプス市消防団
優良賞	千葉県	八街市消防団
優良賞	宮城県	石巻市消防団
優良賞	滋賀県	甲賀市消防団

第24回全国消防操法大会優秀選手

ポンプ車の部			
番員	都道府県	消防団名	選手名
指揮者	北海道	日高西部消防組合平取消防団	福澤 肇
1番員	長崎県	壱岐市消防団	村田 博城
2番員	富山県	砺波市消防団	瀬尾 光平
3番員	長崎県	壱岐市消防団	中村 天洋
4番員	福岡県	小郡市消防団	松尾 紀亮

小型ポンプ車の部			
番員	都道府県	消防団名	選手名
指揮者	滋賀県	甲賀市消防団	河尻 俊一
1番員	島根県	奥出雲町消防団	西村 聖
2番員	青森県	階上町消防団	佐京 喜一
3番員	山梨県	南アルプス市消防団	野田 雄一



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 鷹薮
TEL: 03-5253-7561

第20回全国女性消防団員活性化ちば大会の開催

地域防災室

去る平成26年11月14日（金）、千葉県浦安市の「舞浜アンフィシアター」及び「浦安市総合体育館」において全国女性消防団員活性化ちば大会が開催されました。

この大会は、全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深めることにより、女性消防団員の活動をより一層、活性化させることを目的として毎年開かれているものです。

開会式では、高市総務大臣のビデオメッセージが上映され、「災害が多発している昨今、地域防災力の強化は喫緊の課題であり、その中核をなすのが消防団です。女性消防団員の皆様には、災害時における消火活動や後方支援活動、平常時においても応急手当の普及や防災教育等、多岐に渡ってご活躍いただいております。輝く女性のリーダーとして、益々これからも頑張っていただけると嬉しいです」との、女性消防団員に対する感謝の言葉が述べられました。

今大会では、全国各地から約3,800人の女性消防団員等が集まり、地域の垣根を越えた積極的な情報交流等が行われるなどして、大変活気のある有意義な大会となりました。

1 開催日時及び場所

日時：平成26年11月14日（金）
10時00分～15時30分
場所：第一会場「舞浜アンフィシアター」
第二会場「浦安市総合体育館」

2 大会テーマ

「女性の力で地域を守る～ちばから全国へ地域防災の輪を広げよう～」

3 内容

(1) 活動事例発表（4団体）

- ① 南丹市消防団（京都府）
- ② 多気町消防団（三重県）
- ③ 美咲町消防団（岡山県）
- ④ 八千代市消防団（千葉県）

(2) 火災予防啓発劇（4団体）

- ① 宮崎市消防団（宮崎県）
- ② 富山市消防団（富山県）
- ③ 横浜市泉消防団（神奈川県）

- ④ 松伏町消防団（埼玉県）
- (3) 記念講演
市原 悦子 氏（千葉県出身女優・声優）

4 主催、共催及び後援

- 〈主催〉消防庁、公益財団法人日本消防協会、公益財団法人千葉県消防協会、第20回全国女性消防団員活性化ちば大会実行委員会
〈共催〉千葉県、浦安市
〈後援〉千葉県市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会



主催者挨拶をする消防庁長官



高市総務大臣によるビデオメッセージ



主催者挨拶をする日本消防協会 秋本会長



活動事例の発表



火災予防啓発劇の発表



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 青柳
TEL: 03-5253-7561

「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」の開催について

防災課・防災情報室

1 概要

昨今、わが国では突発的局地的な豪雨に伴う土砂災害が頻発し、多数の被害者が発生しています。このような場合における防災気象情報や避難勧告等の防災情報の伝達について、どういった情報をどのような範囲でどう伝達すべきかについて検討するとともに、情報伝達を確実にし、実効性を高める観点から、市町村の災害応急体制等についても併せて検討を行うため、去る10月27日、「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」(第1回)を開催しました。

2 検討項目

(1) エリアを限定した防災情報の伝達について

ア 緊急速報メールや屋外拡声器による防災行政無線(同報系)は、原則として市町村全域へ情報伝達することから、局地的な災害における避難勧告等の伝達には必ずしも適さない場合があります。特に、突発的局地的豪雨の発生が夜間や早朝である場合、市町村全域へ情報伝達を行う手段しかないとなると、避難勧告等の発令を躊躇することにつながるおそれがあることから、エリアを限定した防災情報伝達のあり方について検討が必要になります。



イ エリアについては、避難勧告等の発表単位となる土砂災害警戒区域(イエローゾーン)等を基本としつつも、土砂災害が発生するおそれがある土砂災害警戒区域等の隣接地域や、自主防災組織などの活動範囲などを勘案した検討が必要になります。

ウ また、市町村全域ではなくエリアを限定した情報伝達を実現する手段について、伝達可能な情報量も踏まえた検討が必要になります。

(2) 併せて検討すべき事項について

昨今の突発的局地的な豪雨に伴う土砂災害の発生状況を踏まえ、市町村の災害応急体制、平時における住民とのリスクコミュニケーションについても、2(1)と併せて検討が必要になります。

3 今後について

12月以降、3回程度検討会を開催し、今年度中に結論を取りまとめる予定です。



問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 永岡
TEL: 03-5253-7525
消防庁国民保護・防災部防災情報室 吉村
TEL: 03-5253-7526

緊急消防援助隊情報

平成26年度地域ブロック合同訓練の実施結果について

広域応援室

近畿ブロック 和歌山県実行委員会

平成26年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練は、実災害を想定し、分散会場による同時並行型訓練をコンセプトに、消防応援活動調整本部を主軸とした和歌山県及び被災市町における受援体制の強化を図るとともに、和歌山県への進出経路の検証及び関係機関との連携活動能力の向上を目的に、県南部の紀南地域において次のとおり実施しました。

1. 実施日

平成26年10月18日（土）～19日（日）

2. 実施場所

和歌山市、田辺市、白浜町、串本町

3. 実施内容

(1) 訓練想定

南海トラフを震源とする3連動大規模地震及び津波を想定。紀南地域で震度7から震度6弱を観測し、甚大な被害が発生したため、和歌山県は緊急消防援助隊の応援を要請。この要請を受けた緊急消防援助隊は、被災地へ出動し、進出拠点で指揮本部からの活動指示を受け、各災害現場において実践的な部隊運用訓練を実施した。

なお、訓練2日目は、和歌山県津波災害対応実践訓練及び近畿府県合同防災訓練を併せて実施した。



津波浸水家屋救出訓練（串本町動鳴気漁港）

(2) 訓練の特色

ア 分散型訓練

主会場は設定せず、田辺市、白浜町及び串本町に訓練会場を分散するとともに、自然地形を活用するなど、実

災害に即した会場を複数設定。

イ 消防・自衛隊・警察が連携した救出・救助訓練

地元消防本部をはじめ、緊急消防援助隊・自衛隊・警察が共同して救助活動を行うことにより、連携を確認。

ウ 実動機関の船舶との連携

消防防災ヘリコプターにより洋上SCUとして位置づけた海上自衛隊護衛艦「いせ」や海上保安庁巡視船「とさ」に傷病者を搬送し、着艦要領等の確認をはじめ、洋上SCUを活用した広域医療搬送についての検証を実施。

エ 甚大な被害が予想される地域での訓練実施

南海トラフ地震等により甚大な被害が予想される紀南地域で訓練を実施し、参加機関が地形等の状況（津波の影響により寸断される移動経路、居住地が沿岸部に集中している等）を把握することにより、実災害時の迅速な応援活動に寄与。



海上自衛隊護衛艦「いせ」へ傷病者搬送した大阪市消防局航空隊

(3) 応援等要請情報伝達訓練

地上回線の途絶を想定し、地域衛星通信ネットワークの電話及びFAXを使用して実施した。

《今後の課題等》

○ 衛星FAXでの送受信について、機器の不具合等が見られたため、平素から機器状況確認等の必要がある。

(4) 消防応援活動調整本部、指揮本部及び指揮支援本部設置運営訓練

和歌山県庁に消防応援活動調整本部、田辺市、白浜町



及び串本町の各消防本部に指揮本部及び指揮支援本部を設置し、ロールプレイング方式により想定を付与するとともに、実際の部隊移動など実動訓練と連動させた実動訓練連動型図上訓練を実施した。

また、消防応援活動調整本部設置運営訓練では、緊急消防援助隊の基本計画上、本県の指揮支援部隊長は大阪市消防局であるが、大阪府も被災したとの想定により、代行機関である京都市消防局が指揮支援部隊長として来県し、後で出動可能となった大阪市消防局への部隊長業務の引継ぎを行う試みを行った。

《今後の課題等》

- 実動訓練連動型図上訓練では、実災害の情報と想定付与の情報が混在し、指揮に混乱を来した。情報の棲み分けやシナリオの検討が必要である。
- 指揮支援部隊長について、実災害では被災状況により計画上の指揮支援部隊が出動できない可能性も考えられる。このため、被災地消防本部においては、このような状況に備え、緊急消防援助隊を迅速かつ効果的に運用するためのシミュレーションを繰り返し行っておく必要がある。

(5) 先行調査隊・県内応援隊・府県隊出動受入訓練

震度7から震度6弱の地震発生を想定したが、震央が海域であるため、迅速出動の適用除外の規定を適用した。

また、府県隊の進出ルートでは、紀北・紀中・紀南ルートの複数経路による被災地への進出を行った。

《今後の課題等》

- 震央が海域の場合、迅速出動は適用されないが、津波による被害が出ない内陸部までは進出することが可能であることから、迅速出動の適用方法について検討が必要であると思われる。
- 緊急消防援助隊等応援隊の進出ルートについて、沿岸部全域が被災する場合を想定した検討が必要である。

(6) 部隊運用訓練

複数会場での同時並行型訓練とし、防災用地や自然傾斜地等を活用し、実災害に即したブラインド型訓練を実施した。

また、航空自衛隊輸送機「C-130」を活用した救助工作車の輸送訓練や緊急消防援助隊及び自衛隊による空中消火等、航空機を活用した訓練を実施した。



航空自衛隊輸送機「C-130」による救助工作車の輸送(南紀白浜空港)

《今後の課題等》

- 無線の使用波が全国共通波2のみであったため、輻輳により伝達がうまくいかなかった。今後は、複数の無線波の効果的な運用が必要である。
- 遠隔地での開催であったため、参加隊の到着に時間を要し、訓練時間の確保に苦労した。

(7) 映像配信訓練

ヘリテレ、ヘリサット、無線中継車等を活用した映像配信訓練を実施した。

また、スマートフォン等により撮影した動画をインターネット配信し、消防応援活動調整本部等で現地の状況の中継する試みを行った。

《今後の課題等》

- 現場から送られる動画は、状況把握のために非常に有効であると感じた。
- 通信が途絶した被災地における被害情報を把握するため、通信支援のための人員及び資機材を速やかに投入する必要がある。

(8) 後方支援活動訓練

実災害を想定し、各被災市町に宿営地を設け、分散型の後方支援活動訓練を実施した。

《今後の課題等》

- 宿営地を分散したため、参加府県隊が一堂に会して活動ミーティングを行うことができず、他の被災地の活動状況を把握することができなかった。



自然傾斜地を活用した斜面崩落救出訓練(白浜町)

4. おわりに

今回の訓練では、受援県として、緊急消防援助隊の部隊運用や関係機関との連絡調整等について検証することができたこと、県内の複数の消防本部が緊急消防援助隊の受入れを経験できたこと、更に、多くの関係機関が参加のもと、南海トラフ地震等が発生した場合に甚大な被害が予想される紀南地域で実践的な訓練を実施できたことが、大変有意義であったと考えます。

今後は、訓練での成果や課題を踏まえ、受援計画の見直し等、更なる充実強化に努めてまいります。

最後に、訓練開催に当たり、多大な御協力をいただきました関係機関の皆様へ心より感謝を申し上げます。



北海道東北ブロック 推進協議会青森県実行委員会

平成26年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練は、青森県内陸部の地域特性を踏まえ、「迅速性、想像力、連携・調整力、検証」をコンセプトに「要請・出動手順の確認、各隊の活動技術の向上及び警察、自衛隊、DMAT、関係省庁等関係機関との連携・活動能力の検証を実施しつつ、受援体制の確立、総合的な向上を図る。」ことを目的とし、弘前市を主会場に次のとおり実施しました。

1. 実施日

平成26年10月22日（水）～23日（木）

2. 実施場所

弘前市、青森市、八戸市、黒石市、平川市、田舎館村

3. 実施内容

(1) 訓練想定

平成26年10月22日（水）午前9時00分、青森県西部の津軽山地西縁断層帯を震源とする内陸型地震が発生し、弘前市付近において震度6強を観測した。

この地震により、弘前市を中心とする青森県西部では、建物倒壊、道路損壊、火災、土砂災害、水害等が発生し甚大な被害が発生した。このため、青森県消防相互応援協定に基づき県内応援隊が被災地に出勤し、消火・救助活動を実施した。

しかし、被害が甚大であり、更に拡大の様相を呈していることから、管轄消防機関及び青森県内の消防力では対応が困難と判断し、緊急消防援助隊の応援等要請を行った。

(2) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

地震発生後直ちに、青森県庁に消防応援活動調整本部を設置するとともに、弘前地区消防事務組合消防本部庁舎に弘前地区消防事務組合消防指揮統括本部及び緊急消防援助隊指揮支援本部を設置し、応援等要請の情報伝達、応援部隊配備等の図上訓練をロールプレイング方式により実施した。



指揮統括本部及び指揮支援本部設置運営訓練
(弘前地区消防事務組合消防本部)

《今後の課題等》

- 応援等要請から受援、部隊配備までの基本的な流れが滞った場面があり、各機関では、今一度、基本計画、運用要綱、応援計画の習熟を図るとともに、瞬時に判断・指示が必要とされる状況を常に想定して訓練を重ねる必要がある。

(3) 参集訓練及び後方支援活動訓練

参集訓練では、進出拠点を複数設置し、管轄消防本部による受援対応訓練を実施した。統合機動部隊、道県大隊は別々に参集し、先遣出動の検証を行うとともに、参集後は青森県石油商業協同組合と締結している協定の検証を兼ね、消防車両への給油を行った。後方支援活動訓練では、支援車I型、拠点機能形成車両等を活用した宿営を実施した。



宿営場所における後方支援活動訓練（JRAウインズ津軽）

《今後の課題等》

- 運用要綱に基づき、統合機動部隊、県大隊の別参集を実施したが、当ブロックでは初めての試みでもあり、また、運用方針が検討されている段階であったため、参集・受援双方ともに流れが掴めない部分があった。引き続き、統合機動部隊の編成・運用等に係る検討・検証を進めて行く。
- 給油訓練において関係法令の関係上、台数等を制限することとなり、参集場所等における給油については課題等を整理し、円滑な実施方法を検討する。

(4) 部隊運用訓練

指揮支援部隊長（仙台市消防局）、指揮支援隊長（札幌市消防局・新潟市消防局）の活動管理のもと、訓練1日目には、統合機動部隊、道県大隊を時差出動させ、都市型災害捜索救助訓練、夜間訓練として土砂災害救出訓練、多重衝突事故救出訓練などを実施した。2日目には自主防災会の訓練と連動させ、航空機による災害情報収集・伝達訓練をはじめとし、中高層建物救助救出訓練、毒・劇物対応訓練、大規模水害対応訓練、土砂災害救出訓練など10項目の訓練を実施した。

部隊配備等については、両日とも参集時に配布した活



動指示書により各大隊長が行うとともに、訓練項目ごとに現地合同指揮所を設置し、指揮隊間の情報共有等を検証した。

また、水陸両用バギーを搭載した津波・大規模風水害対策車や無線中継車など多くの無償使用車両を活用し、その機動力や機能性についても検証した。

より実践的な施設設定に加え、悪路、寒冷など非常に環境の悪く中で隊員に負荷がかかる訓練となったが、参加隊員は最後まで高い士気を維持しながら活動した。



悪路走破性の高い水陸両用バギーを活用した大規模風水害対応訓練
(弘前市堀越雪置き場)



自衛隊と連携した土砂災害救出訓練 (弘前市堀越雪置き場)

4. おわりに

今回の訓練では、統合機動部隊、県大隊の別参集や部隊運用訓練における時差出動、現地合同指揮所の設置など緊急消防援助隊の運用や関係機関との連携体制について検証することができ、大変有意義な訓練となりました。

今後は、本訓練での成果や課題を踏まえ、緊急消防援助隊の円滑な応援体制の一層の強化に努めてまいります。

最後に、今回の訓練に際しまして、多大なご協力を賜りました北海道東北ブロック各道県、参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。



現地合同指揮所設置運営訓練 (弘前医療福祉大学)

《今後の課題等》

- 現地合同指揮所は、設置主体が曖昧となり、設置方法や指揮系統など運用面に課題を残した。
また、道県大隊到着後の統合機動部隊の帰属が不明瞭になり、指揮系統や報告に混乱を生じた。このため、現地合同指揮所の設置・運用主体や各大隊等の指揮系統について検討・再整理する。
- 関係機関と連携した訓練を実施することはできたが、意思疎通が図れなかった部分もあり、引き続き連携強化に向け、合同訓練等を実施する。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室 村主
TEL: 03-5253-7527

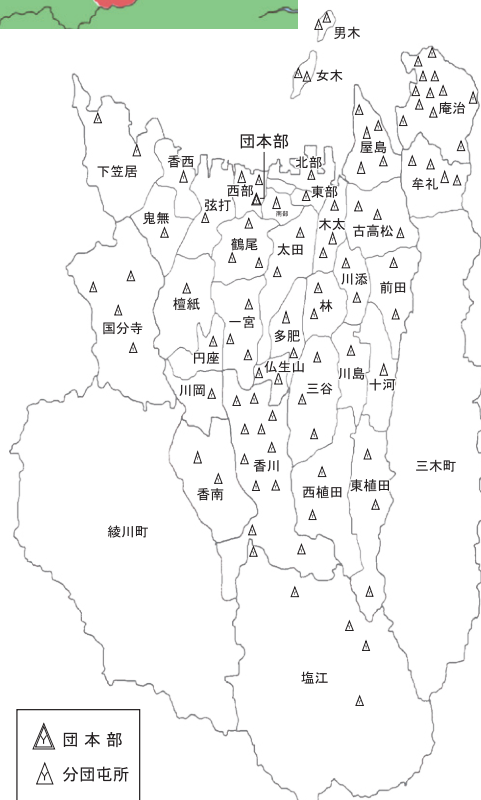
広報指導分団、機能別分団の誕生

香川県 高松市消防局

1 はじめに

高松市は、面積375.20km²、人口は約42万人の県都であり、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、これまで、人々の暮らしや経済・文化など様々な面において、瀬戸内海との深いかかわりの中で、四国の中核都市として発展を続けてきた、海に開かれた都市です。

これまでに大正、昭和、平成を通じ、8回にわたる合併で、北は瀬戸内海から南は徳島県境に至る、海・山・川など恵まれた自然を有する広範な市域の中に、にぎわいのある都心やのどかな田園など、都市機能・水・緑が程よく調和し、豊かな生活空間を有する都市となっています。



恵まれた風土と地理的優位性を生かし、四国の中核管理都市として発展してきましたが、特に昭和63年の瀬戸大橋開通や平成元年の新高松空港開港、平成4年の四国横断自動車道の高松への延伸などにより高松市を取り巻く環境が大きく変化する中、平成11年4月、中核市に移行しました。

2 広報指導分団の誕生と活動内容

高松市消防団は、平成26年11月1日現在、1団本部、8方面隊、35分団、消防団員1,585名の組織体制となっております。

平成21年4月には、広報・啓発活動を目的として、8名の女性団員が入団し、平成26年4月1日に団本部付の広報指導分団（現団員数38名）として再編成すると共に、従来の活動に加え、大規模災害時における後方支援活動も行うこととしました。主な活動である高齢者宅を訪問する防火診断や、普通救命講習においては、女性ならではの細やかな気配り、親切丁寧な指導が好評で、市民の方より「次も広報指導分団の方に来てほしい」という声が多数届いています。



3 機能別消防団員「大学生消防団員」の導入

(1) 目的

地震等の大規模災害が発生した場合、広範囲にわたって多大な被害が発生することから、数多くの災害対応活動が必要となります。

特に、避難所の早期開設及び運営は大規模災害時の最重要課題であり、膨大な数の被災者の受入れを行なう必要があります。

このようなことから、基本団員を補完することを目的として平成26年7月、防災士の資格を取得、又は取得予定の56名の大学生が入団し、大規模災害時に活動する機能別分団を結成しました。また、この対応を大学生が行なうことで、最前線での基本団員の活動は、より充実するものとなります。

(2) 主な役割

地震などにより、災害対策本部が設置されるような大規模災害時の消防団活動のうち、被災した市民等に安心と安全の場を提供するための「避難所の運営支援」を実施するもので、下記に示す役割を主な担当として活動することとしています。

- 避難所やその周囲の被害状況などを災害対策本部等への情報伝達
- 本市の備蓄物資や救援物資の配布及び管理
- 負傷者への応急手当等

その他、指定避難所において、本市指定職員や自主防災組織などと連携して災害活動のサポートを実施し、大学生の「若さ」と「行動力」や「専攻学科能力」を有効かつ効果的に活用することにより、大規模災害発生時の避難所運営体制の充実を図るものです。

また、平時においては、防災訓練に参加するなど、住民の防災意識の高揚に寄与する活動にも取り組むこととしております。



4 まとめ

高松市消防団は、「自分たちの町は自分たちで守る」という精神のもと、近い将来に発生が確実視されている東南海・南海地震などの大規模災害発生時に備え、各種広報媒体による入団の啓発活動はもとより、団員が地域で積極的に入団の働きかけを継続し、今後も消防団員としての誇りと情熱を胸に、消防団の重要性を地域住民に積極的にPRし、理解していただくと共に、地域住民の安全と安心のための活動に積極的に取り組んでいきます。



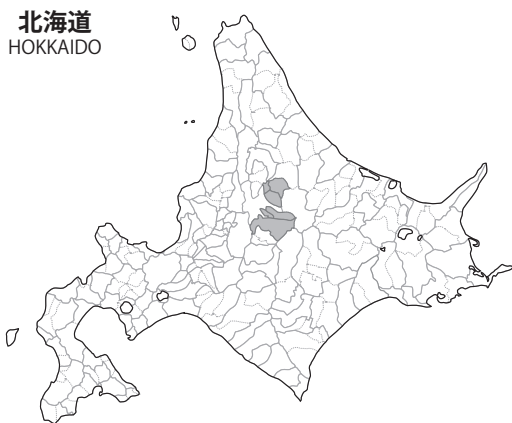
広域化による連携強化で「きめ細やかな」消防行政をめざして

北海道 大雪消防組合消防本部

1 大雪消防組合の概要

大雪消防組合は、北海道のほぼ中央に位置し、美瑛町に本部を置いた東川町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町の6町で構成されています。

平成26年4月1日広域化により管轄人口42,743人、管轄面積1,534.81㎡に1本部、5消防署を配置し、109人の消防職員と551人の消防団員、67台の消防車両が日夜、地域の安全・安心の確保に努めています。



管轄区域は大雪山国立公園に沿い、山林が約63%占めています。その雄大な山々からもたらされる豊富な水と農業に適した気候風土から、米や麦をはじめジャガイモやスイカ、きのこなど全国に知られる特産物を数多く生産する田園地域です。

また、噴煙たなびく活火山の十勝岳を有し、豊富な湯量を誇る温泉も多く、山を背景とした丘陵地帯の四季ごとに装いを変化させる風景を求め、国内外を問わず多くの観光客が訪れています。

区域内には国道3本、高速道1本、鉄道3路線、空港があり交通の利便性は高く、隣接する旭川市を中心に1市8町による上川中部圏地方拠点都市地域を形成しています。

2 広域化に至る経緯

北海道上川中部圏における広域化は、消防組織法改正以前から、構成する旭川市と大雪（美瑛、東川、東神楽の3町）、中部（鷹栖、当麻、比布、愛別、上川の5町）の3消防本部等の担当で構成された消防防災幹事会で検討が始められ、平成18年の法改正後の20年、北海道消防広域化推進計画において、1市8町による広域化が望ましいと示され、旭川市から事務委託方式による広域



平成26年4月1日広域化の記者会見の席上、記念盾を持って左から、山本進東神楽町長、松岡市郎東川町長、浜田哲美瑛町長、菊川健一当麻町長、伊藤喜代志比布町長、前佛秀幸愛別町長

化が提案されましたが、大雪は一部事務組合での広域化を提案し、さらに協議・検討を重ねました。

24年に大雪は広域化協議から離脱し、一部事務組合での運営を決定しました。以後旭川市と中部1市5町による広域化の検討を進め、市は事務委託方式での広域化を提案しましたが、合意に至らず、組合の存続と広域化を並行に検討することとなったものです。

25年、上川中部消防組合は解散して、鷹栖、上川の2町が旭川市に消防事務を委託、当麻、比布、愛別の3町が一部事務組合の大雪消防組合に合流するという枠組みを決定し、各町議会の議決を経て、同年10月1日6町長による広域化協定を締結し、26年4月1日から新たな大雪消防組合がスタートしたものです。

3 広域化の効果

広域化の効果は、近年における災害の多様化や高齢化に伴う救急出動件数の増加、救急業務の高度化や専門化など、さらに予防行政の強化が求められている中、消防力の共有・協力化によって、より質の高い住民サービスの提供ができるようになりました。

こうした中、広域化により本部要員を増強し、署間の連携連絡を強めることによって、より職員の士気、意欲が高められ、組織全体の活性化が図れました。



広域化後、消防団現地教育訓練の様子

平成25年に美瑛、東川、東神楽で先行して整備した消防救急デジタル無線設備も26年、加入した3町の整備を進め、さらに管理部門におけるネットワーク化によって署間の連携による大規模災害に対応した初動・応援体制の強化に効果が期待でき、大幅な経費の節減を図

ることができました。

4 今後の課題

管轄区域が飛び地となったことから、署間のより緊密な情報伝達、連携が求められ、効率的な車両等の運用による移動等に要する所要時間の短縮が求められます。また、町の規模や財政力、業務における手続きや慣例の違いなどの課題が見受けられますが、車両や人員の適正配置、給料、手当等についても、継続して検討し調整を図る必要があります。



消防本部のある、美瑛消防署庁舎

また、地域に根付いている消防団は災害時活動の大きな柱となることから、合同訓練や研修、情報交換を重ね、信頼関係を深め連携を図ることで、広域消防力の向上に努める必要があります。

5 おわりに

広域化によって、より厚い住民サービスが提供できることで、地域住民の評価が得られるよう、今後も構成町及び関係機関との連携を強化し、地域住民が安心して暮らせる支えとして、組合並びに職員が一丸となって万全を尽くし、強固な体制を築き上げてまいります。

婦人防火クラブによる災害時を想定した炊き出し訓練

姫路市姫路東消防署

秋季全国火災予防運動の一環として、姫路東婦人防火クラブ連合会では11月12日に炊き出し訓練を実施しました。

16校区総勢90名が参加し、大規模災害発生後の避難所における給水や食事配給を想定した炊き出し訓練を地域の婦人防火クラブ員が有機的に連携して実施し、地域住民の防火防災意識の高揚を図りました。また、実災害を想定し実際の給水車を使用して給水・食材・調理具に制限を設け、限りある資機材を有効に利用できるか訓練しました。



児童防火ポスターで火災予防！

奈良県広域消防組合高田消防署

当消防署では、防火意識の高揚を図ることを目的に管内の小学校4年生を対象として防火ポスターを募集したところ、188点の応募があり、審査の結果、最優秀賞をはじめ各賞が決定しました。すべての応募作品は秋季火災予防運動週間中、高田消防署管内の一般市民に広く公開できる場所へ展示し、火災予防啓発を行いました。



消防通信

望

楼

ぼうろう

大規模地震災害時に備え遠距離中継送水訓練を実施

相模原市消防局

相模原市北消防署（小川智久署長）は、消防団北方面隊（中里稔方面隊長）及び女性分団（愛称・あじさい隊、壽崎祐子分団長）と合同で、9月28日（日）大規模地震災害が発生し消火栓が使用不能となった場合を想定し、消防車両15台70名が参加して防火水槽等を活用した総延長距離1.5キロメートルの遠距離中継送水訓練を実施し、連携体制を確認するとともに団員及び隊員の技術習得が図られた。



総合防災訓練の実施

田川地区消防本部

田川地区消防本部では、平成26年10月26日（日）地域防災力の強化及び防災意識の高揚を図るため、参加機関36団体、ヘリコプター2機、車両55台、参加人員337人の大規模な防災訓練を実施しました。緊急地震速報受信時対応行動訓練及びエリアメールを配信するという住民参加の訓練から始まり、県警の偵察ヘリや国交省の無人ヘリによる情報収集も行いました。

訓練は、風水害対策と地震災害対応を中心とし、参加機関の連携を深める訓練となりました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

平成27年度 消防大学校教育訓練計画について

消防大学校では、消防行政の実態に即応した教育内容の見直しを逐次行い、教育の充実強化に努めています。

平成27年度の教育訓練計画についても、最近の消防業務の実状を踏まえ、教育訓練内容の更なる充実等を図るため、次のとおり見直しを行っております。

1 地域防災力の充実強化に関する教育訓練の充実

(1) 消防団教育訓練推進者養成講習の実施

平成25年12月に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことを踏まえ、消防団の教育訓練の推進を図るために、都道府県等消防学校及び消防本部において、消防団の教育訓練に携わる者を対象に実務講習を実施します。

(2) 自主防災組織に関する教育訓練の充実

近年の局地的な豪雨、豪雪や台風等による災害が各地で頻発していることを踏まえ、自主防災組織の活動促進の支援に資するために、「自主防災組織育成コース（消大において実施する5日間の宿泊研修）」の定員を60名から72名に増やすとともに、出前講習として、「自主防災組織育成短期コース（2日間の研修）」を全国2カ所で実施します。

(3) 上記に伴う既存の統廃合

ア トップマネジメントコース

平成26年度からの「全国防災・危機管理トップセミナー」（国民保護室）等の開催に伴い、消防大学校での実施を中止し、同セミナーに統合します。

イ 違反是正特別講習

専科教育「予防科」に発展的統合します。

2 指揮隊長コースの教育内容の充実

平成26年3月に、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（基本計画）及び運用要綱が改正されたことを踏まえ、指揮隊長コースの教育日数を7日間から9日間に増やし、教育内容を充実させます。

3 NBCコース、危機管理・国民保護コースの教育内容の充実

2020年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会等大規模イベントを見据え、NBC災害対応力の強化を図るために、各種検知器による偽剤等の測定など、教育内容をより実戦に即したものに充実させます。

4 その他

(1) 航空隊長コース

平成26年度は年度当初に2回（定員各42名）実施しましたが、同時期は新任隊員研修の実施及び林野火災の発生時期であることから、実施時期を年度後半に1回（定員84名）に変更します。

(2) 危機管理・国民保護コース

平成26年度は7月末に実施しましたが、研修成果をより効果的に活用できるよう、出水期前に実施時期を変更します。

なお、本教育訓練計画の実施に係る平成27年度教育訓練計画実施要領の通知及び入校希望調査の実施については、平成26年12月を予定しています。

問合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712

平成27年度消防大学校教育訓練計画

区分	学科等の名称	目的	期数回数	定員(名)	入寮期間 (平成27年4月～平成28年3月)	教育日数(日)	入寮日数(日)	
総合教育	幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。	41	72	6/15～7/30	32	46	
			42	66	8/25～10/14	32	51	
			43	84	10/19～12/4	32	47	
			44	84	1/12～2/26	32	46	
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。	79	54	1/12～1/28	12	17	
	新任消防長・学校長科	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	18	60	4/14～4/24	9	11	
			19	60	5/11～5/21	9	11	
	消防団長科	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	67	36	8/24～8/28	5	5	
68			36	12/7～12/11	5	5		
専科教育	警防科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	97	60	6/10～7/29	34	50	
			98	60	10/21～12/10	34	51	
	救助科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	71	60	4/13～6/4	34	53	
			72	60	8/24～10/15	34	53	
	救急科	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる(指導救命士養成教育を含む)。	77	42	9/9～10/14	21	36	
	予防科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	98	48	8/24～10/15	34	53	
			99	48	1/13～3/2	34	50	
	危険物科	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	10	36	6/23～7/23	21	31	
	火災調査科	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	29	48	6/10～7/29	34	50	
			30	48	10/21～12/10	34	51	
	新任教官科	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。	9	96	3/8～3/18	9	11	
実務(特別)講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	13	48	4/13～4/23	9	11	
			14	48	5/12～5/22	9	11	
		高度救助・特別高度救助コース	5	66	2/22～3/4	10	12	
		NBCコース	5	66	3/7～3/18	10	12	
	航空隊長コース	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	15	84	2/3～2/17	10	15	
	危機管理・防災教育科	危機管理・国民保護コース	地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	5	96	5/25～5/29	5	5
		自主防災組織育成コース	自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な高度な知識及び能力を修得させる。	11	72	6/3～6/9	5	7
		自主防災組織育成短期コース	自主防災組織の育成業務に携わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を修得させる。	1	128	別途通知	2	
消防団教育訓練推進者養成コース		消防団の教育訓練に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。	1	96	12/14～12/18	5	5	



最近の主な報道発表について (平成26年10月27日～平成26年11月25日)

<総務課>

26.11.3	<u>平成26年秋の叙勲 (消防関係)</u>	平成26年秋の叙勲 (消防関係) 受章者は、609名で勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝小綬章 37名 旭日双光章 2名 瑞宝双光章 63名 瑞宝単光章 507名 計 609名
26.11.2	<u>平成26年秋の褒章 (消防関係)</u>	平成26年秋の褒章 (消防関係) 受章者は、92名で褒章別内訳は次のとおりです。 紅綬褒章 1名 黄綬褒章 7名 藍綬褒章 84名 計 92名

<消防・救急課>

26.10.31	<u>「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」の一部改正</u>	消防庁は、東日本大震災の教訓及び消防を取り巻く環境の変化等を踏まえて、「消防力の整備指針 (平成12年消防庁告示第1号)」及び「消防水利の基準 (昭和39年消防庁告示第7号)」を改正し、公示しました。
----------	-----------------------------------	--

<予防課>

26.11.4	<u>平成26年秋季全国火災予防運動の実施</u>	平成26年11月9日 (日) から11月15日 (土) まで『平成26年秋季全国火災予防運動』が実施されました。
26.10.31	<u>平成26年1月～6月の製品火災に関する調査結果</u>	消防庁では、消費者の安心・安全を確保するため、火災を起こす危険な製品の流通防止を目的として、平成26年1月～6月に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災のうち、「製品の不具合により発生したと判断された火災」、「原因の特定に至らなかった火災」等の製品情報を調査しました。

<国民保護室、国民保護運用室>

26.11.25	<u>全国瞬時警報システム (Jアラート) 全国一斉情報伝達訓練の実施</u>	人工衛星を用いて瞬時に緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム (通称:Jアラート) に関し、緊急時における住民への迅速かつ確実な情報伝達に資するよう、内閣官房、消防庁及び地方公共団体が連携して情報伝達訓練を実施しました。
----------	---	--

<地域防災室>

26.11.10	<u>「第20回全国女性消防団員活性化ちば大会」の開催</u>	全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深めることにより、女性消防団員の活動をより一層、活性化させることを目的とした、全国女性消防団員活性化大会を千葉県で開催しました。
26.10.31	<u>全国消防操法大会の開催</u>	全国の消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るとともに、消防活動の充実発展に寄与することを目的とし、日頃の訓練により培った消防操法技術を競い合う全国消防操法大会を東京都で開催しました。



最近の通知 (平成26年10月27日～平成26年11月25日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防救第196号	平成26年11月21日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	エボラ出血熱の国内発生を想定した消防機関における基本的な対応の改正について
消防予第466号 消防危第261号	平成26年11月13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」の一部改正について
消防予第458号	平成26年11月5日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)
消防消第205号	平成26年10月31日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防力の整備指針及び消防水利の基準の一部改正について
消防救第186号	平成26年10月31日	各都道府県知事	消防庁長官	救急業務実施基準の一部改正について
消防救第184号	平成26年10月29日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	消防庁エボラ出血熱緊急対策連絡会議の設置について
消防救第182号	平成26年10月28日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	エボラ出血熱の国内発生を想定した消防機関における基本的な対応について (依頼)

広報テーマ

12 月		1 月	
<ul style="list-style-type: none"> ① 消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進 ② セルフスタンドにおける安全な給油について ③ 雪害に対する備え ④ 地震発生時の出火防止 ⑤ ストープ火災の注意喚起 	<p>消防・救急課</p> <p>危険物保安室</p> <p>防災課</p> <p>防災課</p> <p>予防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 文化財防火デー ② 1月17日は「防災とボランティアの日」 ③ 消火栓の付近での駐車禁止 ④ 消防団員の入団促進 	<p>予防課</p> <p>地域防災室</p> <p>消防・救急課</p> <p>地域防災室</p>



消防自動車や救急自動車の緊急通行に対する ご理解とご協力をお願いします

消防・救急課

自動車やバイクの運転中に緊急自動車が近づいてきたら？

自動車やバイクを運転中に、サイレンを鳴らし赤色の警光灯を点灯した消防自動車や救急自動車が近づいて来たら、進路をスムーズに譲ることができますか？

消防自動車や救急自動車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。

そのため、道路交通法においては、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することや赤信号の交差点に進入できることなどの特例が認められていますが、緊急自動車がより安全に通行するためには、一般車両の協力が必要不可欠です。

自動車などの運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご協力をお願いします。



道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

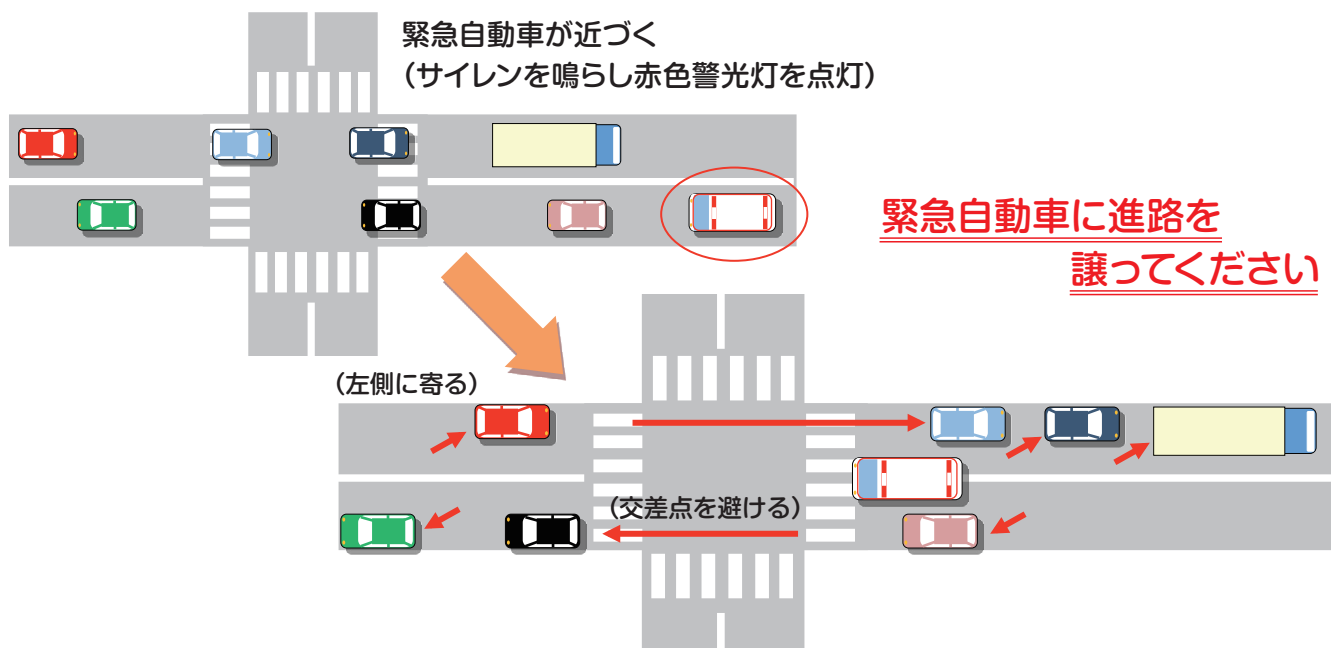


○交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

○交差点又はその付近以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。



問い合わせ先 消防庁 消防・救急課 吉武 TEL: 03-5253-7522



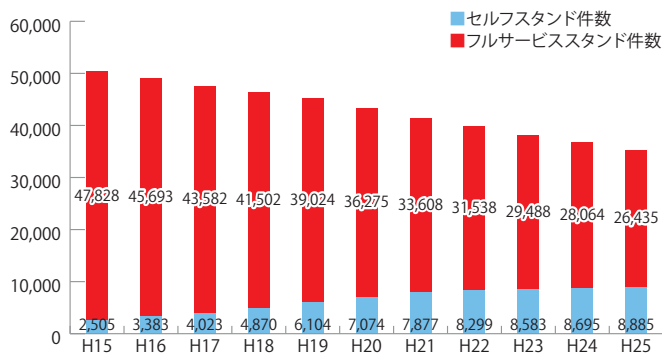
セルフスタンドにおける安全な給油について

危険物保安室

■セルフスタンドの現状

ドライバーが自ら給油を行うセルフサービス方式の給油取扱所（セルフスタンド）は平成10年4月から認められた比較的新しいガソリンスタンドの形態です。それまではドライバーが自ら給油を行うことは対応する安全対策がとられていないため認められていませんでしたが、セルフスタンドについて検討が行われた結果、一定の安全対策を講ずれば従来のガソリンスタンド（フルサービススタンド）と同等の安全性を確保することができると確認され、セルフスタンドが認められることとなりました。

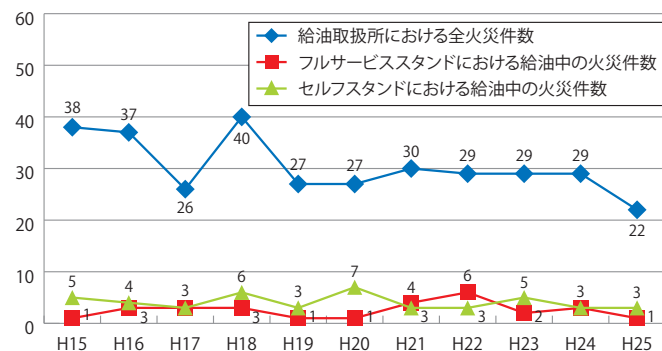
近年、ガソリンスタンドの件数は減少傾向にあります。これとは対照にセルフスタンドは増加しています。



■セルフスタンドの安全対策の改正経緯

セルフスタンドにおいて給油中に自動車の給油口付近で静電気が原因と考えられる火災が発生したことを受け、「火気厳禁」「給油中エンジン停止」「ガソリンの容器への注入禁止」など保安上必要な事項を記載する注意書きに「静電気対策に係る事項」を加えるよう、平成13年に各消防本部に通知しました。

また、セルフスタンドの火災発生割合がフルサービススタンドに比べると高いことから、平成19年には危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）を



改正し、給油ノズルは、静電気を有効に除去することができる構造とすることや給油中に吹きこぼれたガソリンが顧客に飛散しない措置を講ずること等が規定され、セルフスタンドの設備に関する安全対策を強化しました。

給油取扱所1万施設あたりの給油中における火災事故発生割合

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
セルフスタンド	24.0	11.8	7.5	12.3	4.9	9.9	3.8	3.6	5.8	3.5	3.4
フルサービススタンド	0.2	0.7	0.7	0.7	0.3	0.3	1.2	1.9	0.7	1.1	0.4

■給油中の主な注意事項

セルフスタンドでドライバーが給油する際には、次の点に十分ご注意ください。

- 静電気除去シートなどにより静電気を十分除去すること。
- 車に給油する油種を十分に確認すること。
- ライター、たばこ等の火気は使用しないこと。
- ガソリンの容器への小分けは行わないこと。
- 自動車又は原動機付自転車以外（例：水上バイク等）への給油は行わないこと。

その他、計量機に表示されている使用方法、注意事項を必ずお読みください。またご不明な点があれば、計量機付近に設置されているインターホンでセルフスタンド従業員へお問い合わせください。

■その他

セルフスタンドにおける給油に関しては、下記のホームページをご参考に、安全に給油してください。



総務省消防庁：セルフ給油に関する注意事項

http://www.fdma.go.jp/html/new/self_atten.pdf

総務省消防庁：ガソリン等危険物の事故防止について

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/gasoline/keihatu.html>

石油連盟：セルフ給油での油吹きこぼれに関する注意事項

http://www.paj.gr.jp/paj_info/topics/2006/12/19-000282.html

問い合わせ先

消防庁危険物保安室危険物施設係 中嶋・各務
TEL: 03-5253-7524



雪害に対する備え

防災課

我が国では毎年、自然災害により多くの尊い人命が失われていますが、大雪となった年には、雪害により多くの方が亡くなっています。特に、平成18年豪雪では、152人に上る多数の方が亡くなりました。また、昨冬期の大雪では、一冬に95の方が亡くなっています。



ボランティアの協力による除雪作業
(提供：新潟県)

雪害による人的被害の主な要因としては以下のようなものが挙げられ、除雪作業中の事故によるものが多いという特徴があります。

- ・ 除雪作業中の屋根、はしごなど高所からの転落
- ・ 除雪作業中の水路等への転落
- ・ 除雪機の事故（巻き込まれなど）
- ・ 屋根からの落雪
- ・ 除雪作業という重労働による発作

そこで、除雪作業中の事故を防ぐために心がけるべきポイントとして、以下のようなものが挙げられます。

- ・ 2人以上で作業を行う
- ・ はしごは必ず固定する
- ・ 建物の周りに雪を残して雪下ろしを行う
- ・ 低い屋根でも油断しない
- ・ 疲労時は作業しない
- ・ 作業時は携帯電話を持って行く
- ・ 命綱やヘルメットを使用する
- ・ 除雪用具の手入れ、点検をこまめに行う
- ・ 除雪機の雪詰まりの処理はエンジンを切って行う
- ・ 晴れの日も屋根の雪がゆるんでいるので注意する

これらの対策は、「よくある除雪中の事故とその対策」(内閣府、国土交通省)にまとめられています。
(http://www.bousai.go.jp/setsugai/pdf/h2312_004.pdf)

また、昨冬期は、普段雪が少ない地域で大雪となり、住家被害や交通障害等が発生しました。

そこで、大雪、暴風雪等が予想される場合の事故等を防ぐために心がけるべきポイントとして、以下のようなものが挙げられます。

(在宅時の安全な過ごし方に関すること)

- ・ 不要不急の外出を避ける
 - ・ 懐中電灯、携帯ラジオ、食料、飲料水等の準備
 - ・ FF式暖房機（※）の給排気口付近の除雪状況の確認
- ※ 燃焼用空気を室外から給排気筒を通して取り入れ、燃焼により発生した空気を給排気筒を通して室外に出す方式

(車両運転者等に対すること)

- ・ できる限り車両の運転は避ける
- ・ 事前の気象情報、道路情報等の確認
- ・ 車両の点検整備の確実な実施
- ・ 防寒着、長靴、手袋、カイロ、スコップ、牽引ロープ、飲料水、非常食等の準備
- ・ 道路状況に応じた無理のない運転
- ・ スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの早期装着
- ・ 暴風雪の際の早期避難
- ・ 車両の走行不能時の早期の救助依頼、車両内での待機、マフラーの定期的除雪、適切な換気による一酸化炭素中毒の防止
- ・ 立ち往生してやむを得ず車を離れる場合には、ドアをロックせずキーを車内の分かりやすい場所に残すこと

(防災気象情報等の活用)

- ・ 気象情報、注意報及び警報を活用して早めの行動をとる

消防庁では、降積雪期を迎えるに当たり関係道府県に対して通知を发出し、人命の安全確保を最重点とする雪害対策に万全を期すよう要請し、防災態勢の一層の強化を呼びかけています。

今年もこれから本格的な雪のシーズンを迎えます。雪による事故への備えを怠らず、雪害に強い安心安全なまちづくりを進めていきましょう。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 吉岡
TEL: 03-5253-7525



地震発生時の出火防止

防災課

地震が発生したときに起こる火災が、地震そのものによる被害を何倍にも大きくすることは過去の事例からも明らかです。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災での出火原因としては、電気ストーブや配線などの電気関係、ガスストーブやガスコンロなどのガス機器関係、また石油ストーブなどが主なものとして挙げられています。



■初期消火

突然、大きな揺れに襲われたときは、まず自分の身の安全を守ることが大切です。あわてて行動すると、転倒した家具、飛び散ったガラスや陶器の破片で怪我をする恐れがあります。丈夫な机の下に身をかくしたり、家具から離れるなどして自分の身の安全を守り、揺れが収まったらすぐに火の始末をしましょう。揺れている時に無理をして火を消しに行くと、調理器具が落ちてきてやけどをする危険があります。

万が一、周りのものに火が付いてしまっても、初期のうちには消火器などで十分に消すことができます。あわてず速やかに消火するとともに、大声で隣近所に助けを求めすることも大切です。

■電気火災を防ぐ

地震では停電することがありますが、復旧したときに転倒した電気器具が作動して出火に至ったり、電気器具の断線等により通電時に火災を引き起こす可能性があることから、感震ブレーカーや感震コンセントの設置など

も有効です。また、避難などで家を空けるときは、電気のブレーカーを切り、電気器具はコンセントから抜いておきましょう。

なお、ブレーカーを戻す際は、転倒したままの電気器具がないか、ガス漏れがないかなど周囲の安全を確認しましょう。

■ガス漏れを防ぐ

最近、地震による大きな揺れを感知して自動的にガスの供給を遮断するマイコンメーターの設置が進んでいますが、念のため元栓を閉めてガス漏れを防ぎましょう。また、プロパンガスを使っているところでは、ボンベをチェーンで固定するなど転倒防止を行い、普段からの対策に努めましょう。



■石油ストーブの対処

最近の石油ストーブは対震自動消火装置が付いているので危険性は少なくなりましたが、過信は禁物です。必ず火が消えたことを確認しましょう。また、石油ストーブの周りに燃えやすい物を置くことは火災につながりません。普段から使用上の注意を守りましょう。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 日野・辰巳
TEL: 03-5253-7525

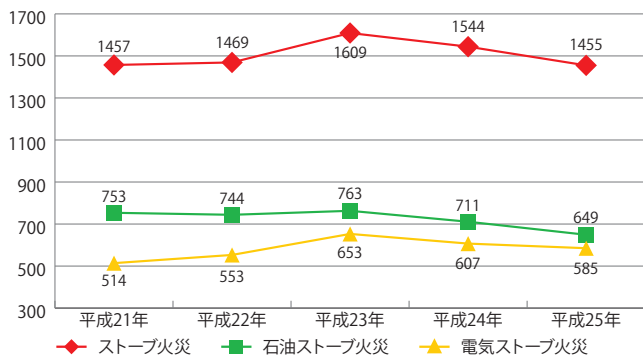


石油ストーブなどの安全な取扱いについて

予防課

本格的な冬の到来に備え、石油ストーブなどの暖房器具の手入れは万全でしょうか。

平成25年中におけるストーブによる火災件数をみると、全国で1,455件発生し、主な内訳は、石油ストーブによるものが649件、電気ストーブによるものが585件となっています。



【参考】過去5年間におけるストーブ火災の推移（単位：件）

ストーブによる火災の主な出火原因をみると、可燃物の接触・落下、引火・ふく射、使用方法の誤り、消し忘れ、過熱、使用中の給油等が原因となっています。

寒い時期を迎えるにあたり、これからストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。火災を発生させないよう、特に次の点に注意するよう心がけましょう。

1 使用にあたっての注意事項

- (1) カーテン等がストーブに接触しないように、離して使用すること。
- (2) ストーブの近くに紙、衣類など燃えやすいものを置かないこと。
- (3) ストーブの周囲や上方に洗濯物を干さないこと。
- (4) ストーブの近くでヘアスプレー等を使用しない。また、近くに放置しないこと。

ストーブのまわりに燃えやすい物がないかの確認を！



ストーブで洗濯物を乾かすのはやめましょう。



2 使用方法

- (1) 取扱説明書をよく読んで、正しい方法で使用するこ
- (2) 石油ストーブに灯油を給油するときは、必ず火を消してから行うこと。
- (3) カートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクのふたを確実に締めること。

3 点火及び消火の確認

- (1) 点火後は、正常に燃焼していることを確認すること。
- (2) 外出等の際には、必ず完全に消火していることを確認すること。

4 点検・整備

暖房シーズン前には、十分な点検を行い、故障している場合は、販売店等に修理を依頼すること。

5 危険物の保管

- (1) 灯油用の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で安全性に係る推奨マーク若しくは認定証が貼付されているものを使用するとともに、必ず栓をしっかり締めて密閉すること。
- (2) 保管場所は火気を使う場所から遠ざけるとともに、直射日光を避けた冷暗所とすること。
- (3) 地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損したりしないようにすること。

6 機器の安全性の向上

平成21年以降、消費生活用製品安全法により、石油燃焼機器が特定製品に指定され、国の定めた技術基準に適合した旨のPSCマークを表示した上で販売することが義務づけられました。

石油ストーブに求められる主な技術基準は次の3点です。

- カートリッジタンクの口金の安全強化
確実に締めたことが音、目視又は感触で確認できること。
- 給油時自動消火
カートリッジタンクを引き抜くと自動的に消火すること。
- 不完全燃焼防止強化
使用中に一酸化炭素の濃度が基準以上となった場合、自動的に消火すること。

問い合わせ先

消防庁予防課 増沢、岡
TEL: 03-5253-7523

危険物 読みはまっすぐ ゼロ災害



森田理香子選手(リコー所属)
©ゴルフダイジェスト社

消防庁 / 都道府県 / 市町村 / 全国消防長会 / 一般財団法人全国危険物安全協会

このポスターは、危険物安全週間推進協議会が制作しています。